

第 23 号議案

平成20年度 久留米市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成20年度久留米市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 147,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

平成20年2月29日提出

福岡県久留米市長 江 藤 守 國

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 貸付事業収入		千円 77,826
	1 貸付事業収入	77,826
2 繰入金		27,202
	1 一般会計繰入金	27,202
3 諸収入		672
	1 市預金利子	1
	2 雑入	671
4 市債		41,300
	1 市債	41,300
歳入合計		147,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 144,910
	1 事業費	144,910
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,590
	1 予備費	1,590
歳 出 合 計		147,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 41,300	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 無 利 子	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 の 融 資 条 件 に よ る 。 た だ し 、 市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 を 短 縮 し 、 も し く は 繰 上 償 還 又 は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る 。
計	41,300			